第６章　職員団体
　第１節　管理職員等の範囲
　第２節　職員団体の登録
　第３節　職員団体のための職員の行為
　　１　在籍専従
　　２　短期従事
　第４節　職員団体等の法人格
　　１　登録職員団体
　　２　認証職員団体等
　第５節　職員団体との会見
第７章　公平審査
　第１節　不利益処分についての不服申立て
　第２節　勤務条件に関する行政措置の要求
　第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て
　第４節　給与の決定に関する審査の申立て
　第５節　苦情相談
第８章　国際協力
　第１節　派遣法による派遣状況
　第２節　国際協力・国際交流
　　１　主要国政府幹部職員等招へい事業
　　２　開発途上国等に対する技術協力
　　３　日中韓人事行政ネットワーク
　　４　マンスフィールド研修
　　５　外国からの調査訪問対応
第９章　人事管理業務のＩＴ化の推進
第10章　人事院総裁賞及び各方面との意見交換等
　第１節　人事院総裁賞
　第２節　各方面との意見交換等
　　１　公務員問題懇話会
　　２　企業経営者等との意見交換
　　３　参与との意見交換
　　４　論説委員等の職場訪問
第２編　国家公務員倫理審査会の業務
第１章　倫理の保持を図るための啓発活動等
　　１　倫理制度の周知徹底、広報活動
　　２　職員の職務に係る倫理の保持のための研修
　　３　倫理制度に関する意見聴取
第２章　倫理法に基づく報告制度の状況
　　１　報告制度の概要
　　２　各種報告書の提出状況等
第３章　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒
　　１　調査及び懲戒手続の概要
　　２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況
第４章　公務員倫理をめぐる状況と今後の課題

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に対し保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等その使命の達成に努め、人事行政の面から我が国の行政の一翼を担ってきており、人事院勧告制度をはじめとする公務員制度は、行政運営の基盤として重要な機能を果たしてきた。

公務員制度をめぐる動きとして、平成25年度には、内閣総理大臣が幹部職員人事の一元管理等に関する事務を行い、その事務を担当する機関として内閣人事局を設置すること等を内容とする国家公務員法改正法案が国会に提出され、平成26年４月11日に成立した。また、人事院は引き続き人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担うこととされ、そのために必要な事務を行うこととなった。そのほか、平成24年４月から講じられてきた給与減額支給措置については、法律の規定のとおり、平成26年３月末をもって終了し、給与法に定められた本来の給与水準が確保されることとなった。

公務員制度をめぐる状況が変化する中においても、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能は公務員制度の根本を支えている重要な機能であり、人事院としてはその責務を適切に果たしていく所存である。

本報告書の構成は、２編から成り、第１編は「人事行政」全般について、第２編は「国家公務員倫理審査会の業務」の状況について記述している。このうち第１編は３部から成り、第１部は、上述した国家公務員法改正法に係る経緯や主な内容を整理するとともに、給与等に関する報告や配偶者同行休業制度の創設など平成25年度における人事行政の主な動きについて記述している。次いで第２部では、特別テーマとして「女性国家公務員の採用・登用の拡大に向けて」と題し、民間企業や諸外国における実態を分析し、女性国家公務員の採用・登用の促進に向けた提言を行っている。第３部では、平成25年度の人事院の業務状況について、各種資料を掲載して詳細に記述した。

本報告書により、人事行政及び公務員に対する理解が一層深まることを願うものである。

第１編　人事行政

第１部　人事行政この１年の主な動き

第１章　国家公務員制度改革

○　幹部職員人事の一元管理等を行う内閣人事局の設置等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第22号）（以下「改正法」という。）が平成26年４月11日に成立し、18日に公布された。

○　改正法により、中央人事行政機関としての内閣総理大臣が、幹部職員人事の一元管理（適格性審査、幹部候補者名簿、任免協議）等に関する事務を行うこととされ、その事務を担当する機関として内閣人事局が設置された。人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担うこととされ、そのために必要な事務を行うこととされた。

１　国家公務員法等の一部を改正する法律の成立

⑴　法案提出に向けた動き

ア　政府における検討

国家公務員制度改革については、稲田公務員制度改革担当大臣の下で検討が進められていたが、平成25年５月24日に公表された稲田大臣の「所感」において、平成21年に国会に提出された国家公務員法等の一部を改正する法律案（以下「21年法案」という。）について、「この５年間の日本を取り巻く状況・環境の変化も踏まえながら、逐条ごとに精査していきます。そして、おおむね１か月後に国家公務員制度改革推進本部を開催し、改革の全体像（仮称）をお示しし、決定することを目指します。」とされた。

ついで、６月28日、国家公務員制度改革推進本部において、「今後の公務員制度改革について」が決定された。同本部決定において、政府は、21年法案を基本とし、国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）の条文に即して、機動的な運用が可能な制度設計について早急かつ丁寧に検討を進め、秋に国会が開かれる場合には、国家公務員制度改革関連法案を提出するとともに、平成26年春に内閣人事局を設置することを目指すこととされた。

（参考）21年法案の概要

①　幹部職員等の一元管理等

適格性審査及び幹部候補者名簿の導入、幹部職員の任免協議、幹部職員の公募、幹部候補育成課程、幹部職員の降任の特例等